





道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の4第1項の規定により、次の者を指定したので、指定講習機関に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第1号）第3条の規定により、次のとおり告示する。

令和4年6月10日

富山県公安委員会委員長 林 和夫

1 名称及び住所並びに代表者の氏名

- (1) 名称 学校法人 高岡学園 高新自動車学校
- (2) 住所 富山県高岡市能町1789番地
- (3) 代表者氏名 三宅 長生

2 特定講習を行う事務所の名称及び所在地

- (1) 事務所の名称 学校法人 高岡学園 高新自動車学校
- (2) 事務所の所在地 富山県高岡市能町1789番地

3 特定講習の種別

若年運転者講習

4 指定を行った年月日

令和4年6月10日

